

議第68号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の5第2項に次の1号を加える。

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級の1級として認められた者

第11条の7第1項中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同条第2項本文中「精神障害者」の次に「（第11条の5第2項第5号に規定する者を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の5第2項第5号及び第11条の7第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

平成24年9月11日提出

三島市長 豊岡 武士